

必ず読んでください

水産加工利用棟の使用に当たっては、鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟使用規程の次の条項に同意のうえ申し込んでください。

鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟使用規程（抜粋）

（使用の申込）

第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ担当職員と日程を調整したうえで使用申込書（別記様式）を提出し、所長の許可を受けなければならない。

（1）使用申し込みに当たって、自署の場合は押印を省略できるものとする。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は施設使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

（1）職員の指示があった場合は、指示に従うこと。

（2）使用する機器類は施設内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。

（3）使用にあたっては、安全確認を十分行い、作業終了後は機器類の洗浄、施設の清掃等を行い、職員の確認を受けること。

（4）施設又は機器類を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに職員に報告し、所長の指示に従って原状に復すること。

2 休業日及び時間外に使用する者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）使用について、事前に職員の指示を受けること。

（2）使用する際は、必ず複数の者で使用するものとし、機器類の操作については習熟した者が行うこと。

（3）故障その他異常を発見したときは、速やかに担当職員又は施設の管理業務員に連絡し、指示を受けること。

（4）使用を終了又は中止するときは、その旨を担当職員又は施設の管理業務員に連絡して退出すること。

（事故責任等）

第11条 使用者が施設使用中の事故により人的又は物的損害を受けても、水技センターは一切の責任を負わないものとする。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、使用者以外の者が被った人的又は物的損害については、使用者が賠償の責を負うものとする。

(別記様式)

平成 年 月 日

鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟
使用申込書
(使用承認書)

鹿児島県水産技術開発センター所長 殿

住所 _____
連絡先 _____
(使用者代表) 所属 _____
職名 _____
氏名 _____ 印

※自署の場合は押印を省略できます

鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟を、下記のとおり使用したいので申し込みます。

なお、使用にあたっては、鹿児島県水産技術開発センター水産加工利用棟使用規程を了知のうえ、同第10条使用者の遵守事項を遵守し、同第11条事故の責任事項に同意します。

記

使用者人数		
使用の目的		
使用施設 機器等	施設	1 調理室 (魚の割裁,すり身等) 2 煮熟乾燥室 3 包装室 4 食品素材開発室 5 品質検査関連実験室 6 その他
	機器等	1 _____ 2 _____ 3 _____
使用年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 時 分 時 分 ※時間外使用の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
備考欄		

(伺い) 上記のとおり承認してよろしいか。

受付	承認

所長	水産食品部長	担当